

別表第1（第3条関係）

項 目		補助対象となる工事（必須工事）	左記工事と併せて補助対象となる工事
省エネ基準レベル	対象工事	省エネ基準レベルの仕様基準を満たす、開口部・躯体の断熱改修工事	必須工事と併せて実施する設備の高効率化工事
	対象建材	省エネ基準レベルの仕様基準に適合する建材 開口部：みらいエコ住宅2026事業の対象型番（省エネ基準レベル） 躯体（断熱材）：同上	設備：みらいエコ住宅2026事業の対象型番（省エネ基準レベル）
ZEHレベル	対象工事	ZEHレベルの仕様基準を満たす、開口部・躯体の断熱改修工事	必須工事と併せて実施する設備の高効率化工事
	対象建材	ZEHレベルの仕様基準に適合する建材 開口部：みらいエコ住宅2026事業の対象型番（ZEHレベル） 躯体（断熱材）：同上	設備：みらいエコ住宅2026事業の対象型番（ZEHレベル）

別表第2（第3条関係）

○：補助対象設備 ×：補助対象外設備

工事種別		要件等		基準への適合	
				省エネ基準	ZEH水準
みらいエコ住宅2026事業のエコ住宅設備	太陽熱利用システム	強制循環式のもので、JIS A4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること）		○	○
	節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの	下記の節水に関する基準に加え、(1)～(3)のいずれかを満たすトイレであること。 (1) 総高さ700mm 以下に低く抑えていること。 (2) 背面にキャビネット（造作されたものを除く。）を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3) 便器ボウル内を除菌する機能を備えていること。 第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。	○	○
		上記以外	JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」またはJIS A5207:2019またはJISA5207:2022に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること。	○	○
	高断熱浴槽	JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること		○	○※1
	ヒートポンプ給湯機	JIS C9220:2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上（ただし寒冷地仕様は2.7以上）であること		○	○※2

みらいエコ住宅2026事業のエコ住宅設備

潜熱回収型ガス給湯機	給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること 給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること	○	○※2
潜熱回収型石油給湯機	油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること 石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること 石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であること	○	○※2
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が102%以上であること	○	○
節湯水栓	JIS B2061:2023に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること	○	○※3
蓄電池	定置用リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること	○	○
高効率エアコン	定格冷房エネルギー消費効率の区分（い）を満たすエアコンであること。	○	○
換気設備	第一種換気設備（給気と排気の双方のために送風機を用いるもの）であり、熱交換機能を有する※設備であることに加え、以下のA～C のいずれかを満たす設備であること。 A. ダクト有り、DC モーター付き、有効換気量率80%以上 B. ダクト無し、温度交換効率70%以上 C. 比消費電力0.3W/（m ³ /h）以下 ※給気と排気を同時に行う設備（同時給排）を対象とするが、給気と排気が一定時間ごとに切り替わる熱交換型換気設備を設置する場合は、全般換気（建築基準法施行令第20条の8に該当）として認められていることを確認した上で、第三者試験機関が実施した試験の「試験成績書」により該当するJIS（JIS B 8639：2017）に基づく性能値（熱交換効率等）を必須とする。	○	○

- ※1 「ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機」のいずれかと「節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）」と3つセットの場合に限る。（セットとなる設備は、既設の場合も可とする。）
- ※2 「節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）」と「高断熱浴槽」と3つセットの場合に限る。（セットとなる設備は、既設の場合も可とする。）
- ※3 浴室シャワー水栓で、「ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機」のいずれかと「高断熱浴槽」と3つセットの場合に限る。（セットとなる設備は、既設の場合も可とする。）

別表第3（第7条関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	大船渡市住まいの省エネルギー改修推進事業補助金交付申請書 【全体】 1 事業計画書 2 経費配分書 3 住宅の所在地、所有者、延べ面積が確認できる書類 4 住宅の現状が確認できる書類 5 事業の開始日が確認できる書類 6 市税の滞納が無いことを証明する書類 7 その他市長が必要と認める書類 【住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修の場合】 （共通） 8 耐震基準に適合することが確認できる書類	第1号	1部	別に定める日

	(全体改修) 9 要綱第3条第1項(2)エに該当する場合、要件を満たすことが確認できる書類 (部分改修) 10 国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類 (構造補強工事の場合) 11 国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類			
規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により承認を受ける場合の書類	大船渡市住まいの省エネルギー改修推進事業補助金変更承認申請書 1 事業計画書 2 経費配分書 3 その他市長が必要と認める書類	第2号	1部	当該事業の変更の理由の生じた日から15日以内
条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第6条第1項第3号の規定により承認を受ける場合の書類	大船渡市住まいの省エネルギー改修推進事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書 1 その他市長が必要と認める書類	第3号	1部	当該事業の(中止・廃止)の理由の生じた日から15日以内
規則第14条第1項の規定による書類	大船渡市住まいの省エネルギー改修推進事業補助金請求書 【全体】 1 実績報告書 2 事業実績書 3 補助金支出表 4 要した経費を支出したことが確認できる書類 5 その他市長が必要と認める書類 【省エネ診断の場合】	第4号 第5号	1部 1部	補助事業を完了した日(規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3

	6 省エネ診断の結果が確認できる書類 【計画策定の場合】 7 計画策定を実施したことが確認できる書類 【省エネ改修の場合（共通）】 8 国で定める基準を満たした工事内容となったことが確認できる書類 【省エネ改修の場合（全体改修）】 9 省エネ基準又はZEH 水準に適合したことが確認できる書類			月31 日のいずれか早い日 まで
--	---	--	--	---------------------